

○ひたちなか市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則

平成16年6月25日

規則第43号

(趣旨)

第1条 この規則は、ひたちなか市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成16年条例第13号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

2 この規則において「改良土」とは、土砂等(泥土を含む。)又は建設汚泥にセメントや石灰を混合し化学的安定処理したものをいう。

3 この規則において「良質土砂等」とは、次に掲げる条件をすべて満たした砂、砂質土、^{れき}礫、礫質土又はこれらに準ずるものをいう。

(1) 土壤の汚染に係る環境基準について(平成3年環境庁告示第46号)別表に定める有害物質の基準値を超えていないこと。

(2) コーン指数400以上であること。

(3) 建設発生土又は改良土でないこと。

(事前協議)

第2条の2 条例第6条に規定する事前協議の申立てを行おうとする者は、事前協議書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

(1) 土地の埋立て等に係る事業計画書(様式第1号の2)

(2) 埋立て等区域及び隣接する土地の明細表(様式第1号の3)

(3) 埋立て等区域の位置を示す図面及びその付近の見取図

(4) 不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する図面の写し

(5) 埋立て等区域の現況平面図、現況断面図及び面積計算書

(6) 埋立て等区域の計画平面図、計画断面図及び雨水排水計画図

(7) 土地の埋立て等に用いる土砂等の予定容量計算書

(8) 埋立て等区域への土砂等の搬入経路を示した図面

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により書類の提出があった場合は、これを遅滞なく協議し、その指導内容を事前協議済書により土地の埋立て等を行おうとする者に通知する

ものとする。

3 その他事前協議について必要な事項は、別に定める。

(条例第7条第1項第2号の規則で定める者)

第3条 条例第7条第1項第2号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

(1) 日本下水道事業団及び自動車安全運転センター

(2) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により認可された土地改良区及び同法第77条第2項の規定による認可を受けた土地改良区連合

(3) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定により認可された土地区画整理組合

(4) 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づき設立された地方住宅供給公社

(5) 地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に基づき設立された地方道路公社

(6) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条第1項の規定により設立された土地開発公社

(7) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人

(8) 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人

(9) 前各号に掲げるもののほか、国又は地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であつて、土壤の汚染又は災害の防止に関し、国又は地方公共団体と同等以上の能力を有する者として市長が認めた者

2 前項第9号の規定による市長の認定を受けようとする者は、土壤汚染又は災害防止に関し国又は地方公共団体と同等以上の能力を有する者の認定申請書（様式第1号の4）に次に掲げる書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

(1) 定款

(2) 法人の登記事項証明書

(3) 直近の事業年度の事業報告書、財産目録、損益計算書及び貸借対照表

(条例第7条第1項第3号の規則で定める土地の埋立て等)

第4条 条例第7条第1項第3号の規則で定める土地の埋立て等は、次に掲げる土

地の埋立て等とする。

- (1) 採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定による認可を受けた採取計画に基づく土地の埋立て等
- (2) 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定による認可を受けた採取計画に基づく土地の埋立て等
- (3) 土地区画整理法第76条第1項の規定による許可を受けた土地の埋立て等
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項の規定による許可を受けた一般廃棄物処理施設及び同法第15条第1項の規定による許可を受けた産業廃棄物処理施設において行う土地の埋立て等（条例第7条第1項第4号の規則で定める土地の埋立て等）

第5条 条例第7条第1項第4号の規則で定める土地の埋立て等は、次に掲げる土地の埋立て等とする。

- (1) 採石法，砂利採取法その他の法令及び条例に基づき許認可等（許可，認可，免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分をいう。）がなされた採取場から採取された土砂等を販売するために行う一時的な土砂等の堆積
- (2) 条例第7条第1項第2号に規定する者が発注した工事から発生した土砂等を1年を超えない期間で他の場所へ搬出する目的で行う土砂等の堆積
- (3) 運動場，駐車場その他の施設の本来の機能を保全する目的で行う土地の埋立て等
- (4) 災害その他非常の事態の発生により緊急に行う必要がある土地の埋立て等
- (5) 土砂等を発生させる者が請け負った工事において発生した土砂等を自ら利用するために行う一時的な土砂等の堆積であって，埋立て等区域の面積が300平方メートル未満のもの
- (6) 宅地の分譲又は集合住宅等の建築を目的に良質土砂等を用いて行う土地の埋立て等であって，次に掲げる要件の全てに該当するもの
 - ア 埋立て等区域の面積が3,000平方メートル未満であること。
 - イ 土地の埋立て等の高さが50センチメートル未満であること。
- (7) 一戸建ての住宅又はこれに付属する建築物の建築を目的に良質土砂等を用いて行う土地の埋立て等であって，次に掲げる要件の全てに該当するもの
 - ア 埋立て等区域の面積が500平方メートル未満であること。
 - イ 土地の埋立て等の高さが2メートル未満であること。

(許可の申請)

第6条 条例第7条第2項に規定する申請書は、土地の埋立て等許可申請書(様式第2号)とする。

2 条例第7条第2項第13号の規則で定める事項は、土地の埋立て等の施工上の管理をつかさどる者(以下「施工管理者」という。)の住所、氏名及び電話番号並びに当該土地の埋立て等に用いる建設機械の種類及び台数とする。

3 条例第7条第3項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 申請者の住民票の写し(申請者が法人の場合にあっては、法人の登記事項証明書)及び印鑑登録証明書

(2) 埋立て等区域の位置を示す図面及びその付近の見取図

(3) 埋立て等区域の土地の登記事項証明書及び不動産登記法第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する図面の写し

(4) 土地の埋立て等に係る土地の所有者等の同意書(様式第2号の2)(土地の所有者等が申請者のみである場合を除く。)

(5) 埋立て等区域の土地の使用権原を証する書面(埋立て等区域が自己所有でない場合に限る。)

(6) 請負契約書の写し(申請者が他の者に施工を請け負わせる場合に限る。)

(7) 施工管理者の住民票の写し(第12条の規定に該当する場合を除く。)

(8) 土地の埋立て等に用いる土砂等の搬入計画(様式第3号)

(9) 埋立て等区域への土砂等の搬入経路を示した図面

(10) 土砂等の発生者が発行する土砂等発生元証明書(様式第4号)

(11) 土砂等の発生から処分までのフローシート

(12) 埋立て等区域の現況平面図、現況断面図及び面積計算書

(13) 埋立て等区域の計画平面図、計画断面図及び雨水排水計画図

(14) 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所に係る位置を示す図面、現況平面図及び面積計算書

(15) 土地の埋立て等に用いる土砂等の予定容量計算書

(16) 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所において土壌の調査の試料として土砂等を採取した地点の位置を示す図面及び現場写真並びに試料ごとの土壌調査試料採取報告書(様式第5号)及び土壌分析結果証明書(計量法(平成4年法律第51号)第122条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士が発行したものに限り。以下同じ。)

(17) 擁壁の構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書(擁壁

を設置する場合に限る。)

(18) 土地の埋立て等が法令等に基づく許認可等を受けたことを証する書類
(当該法令等に基づく許認可等を要するものである場合に限る。)

(19) 埋立て等区域の地耐力について行った平板載荷試験又はこれと同等の結果を得ることができる試験の結果に関する書類(土地の埋立て等の高さが50センチメートル未満である場合を除く。)

(20) 埋立て等区域に隣接する土地の地権者の同意を得たことを証する書類。ただし、同意が得られない場合又は同意を得ることが著しく困難である場合は、その理由を記載した書類とする。

(21) 条例第12条に規定する許可申請手数料に係る納入通知書兼領収証書の写し

(22) 暴力団員又は暴力団に関する誓約書(様式第5号の2)

(23) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

4 条例第7条第3項ただし書による図面又は書類の一部を省略することができる場合は、土砂等による土地の堆積の場合であって、市長が認めるものとする。

5 第3項第16号に規定する土壌の調査は、次に掲げる方法によらなければならない。

(1) 土砂等の発生場所を3,000平方メートル以内の区域に等分して行うこと。

(2) 土壌の調査のための試料とする土砂等の採取は、前号の規定により等分した各区域の中央の地点及び当該中央の地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央の地点から5メートルから10メートルまでの4地点(当該地点がない場合にあつては、当該中央の地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央の地点と当該区域の境界との中間の4地点)の土壌について行い、それぞれの採取地点において等量とすること。

(3) 前号の規定により採取した土砂等は、第1号の規定により等分した区域ごとに混合し、それぞれの区域ごとに1試料とすること。ただし、市長が承認した場合にあつては、同号の規定により等分した複数の区域から採取した土砂等を混合し、1試料とすることができる。

(4) 前号の規定により作成した試料は、それぞれ別表第1の左欄に掲げる物質ごとに同表の右欄に掲げる測定方法により計量を行い、かつ、別表第1の2の右欄に掲げる方法により土砂等の水素イオン濃度指数の測定を行うこと。

(許可の基準)

第7条 条例第9条第1項第1号アの規則で定める物質は、別表第1の左欄に掲げる物質とする。

2 条例第9条第1項第1号アの規則で定める基準のうち、土砂等の性質に係るものについては、次のとおりとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 改良土でないこと。

(2) 建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第1に掲げる第1種建設発生土、第2種建設発生土及び第3種建設発生土に該当すること。

(3) 前条第5項第4号の規定により測定した水素イオン濃度指数の測定値が4以上9未満であること。

3 条例第9条第1項第1号アの規則で定める基準のうち、有害物質に係るものについては、別表第1の左欄に掲げる物質の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる基準値とする。

4 第9条第1項第1号イの規則で定める技術上の基準は、別表第2のとおりとする。

5 条例第9条第1項第1号ウの規則で定める基準は、別表第3のとおりとする。

(技術上の基準に係る適用除外)

第8条 条例第9条第2項の規則で定める行為は、別表第4に掲げる行為とする。

(変更の許可の申請等)

第9条 条例第11条第1項の規定による許可を受けようとする者は、土地の埋立て等変更許可申請書（様式第6号）に第6条第3項に掲げる書類のうち、変更に係る事項に関するものを添付して、これを市長に提出しなければならない。

2 条例第11条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

(1) 土地の埋立て等を行う期間の変更（当該期間を短縮させるものに限る。）

(2) 土地の埋立て等に用いる土砂等の数量の変更（当該土砂等の数量を減少させるものに限る。）

(3) 土地の埋立て等の施工に関する計画の変更（前2号に掲げる事項の変更に伴うものに限る。）

3 条例第11条第3項の規定による届出は、土地の埋立て等軽微変更届出書（様式第7号）に次に掲げる書類を添付して、これを市長に提出して行わなければならない。

(1) 申請者又は施工管理者の住所又は氏名の変更の場合にあっては、住民票の写し

(2) 法人の主たる事務所の所在地、その名称又は代表者の氏名の変更の場合にあっては、法人の登記事項証明書

(土地の所有者等への通知)

第9条の2 条例第12条の2第3項の規定による通知は、条例第11条第3項又は第13条第1項の規定による届出の写しを送付することにより行うものとする。

(着手の届出等)

第10条 許可を受けた者が条例第13条第1項第1号に該当することとなったときは、土地の埋立て等着手届出書(様式第8号)により市長に届け出なければならない。この場合において、当該土地の埋立て等が他の法令等に基づく許認可等を要するときは、当該許認可等を受けたことを証する書類を添付しなければならない。

2 許可を受けた者が条例第13条第1項第2号に該当することとなったときは、土地の埋立て等完了届出書(様式第9号)に完了した埋立て等区域の構造に関する図面を添付して、これを市長に届け出なければならない。

3 許可を受けた者が条例第13条第1項第3号に該当することとなったときは、土地の埋立て等廃止(休止)届出書(様式第10号)に次に掲げる図面を添付して、これを市長に届け出なければならない。

(1) 土地の埋立て等を廃止した場合にあっては、廃止後の埋立て等区域の構造に関する図面

(2) 土地の埋立て等を休止した場合にあっては、埋立て等区域以外の地域への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するための必要な措置に関する図面

4 許可を受けた者が条例第13条第1項第4号に該当することとなったときは、土地の埋立て等再開届出書(様式第11号)により市長に届け出なければならない。

(地位の承継の届出)

第11条 条例第14条第2項の規定による届出は、土地の埋立て等地位承継届出書(様式第12号)に承継の事実を証する書類及び暴力団員又は暴力団に関する誓約書を添えて市長に提出して行わなければならない。

(施工管理者の設置の特例)

第12条 条例第15条第1項ただし書の規則で定める場合は、1年を超えない期

間で他の場所へ搬出する目的で行う土砂等の堆積とする。

(標識の掲示等)

第13条 条例第16条の規定による標識の掲示は、土砂等による土地の埋立て等に関する標識(様式第13号)により行わなければならない。

2 条例第16条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 許可を受けた年月日及び許可の番号
- (2) 土地の埋立て等の目的
- (3) 土地の埋立て等を行う場所の所在地
- (4) 土地の埋立て等を行う者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)並びに連絡先
- (5) 土地の埋立て等を行う期間
- (6) 埋立て等区域の面積
- (7) 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所及び予定数量
- (8) 施工管理者の氏名(前条の規定に該当する場合を除く。)

3 第1項の標識は、埋立て等区域の入口付近に設置しなければならない。

(帳簿への記載)

第14条 条例第17条の規定による帳簿の記載は、土地の埋立て等施工管理台帳(様式第14号)により土地の埋立て等を行う日ごとに行わなければならない。

2 条例第17条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 土地の埋立て等の許可を受けた者の氏名又は名称
- (2) 埋立て等区域の位置及び面積
- (3) 記録者氏名
- (4) 搬入時刻
- (5) 搬入車両の登録番号
- (6) 搬入業者の名称
- (7) 搬入車両の運転者氏名
- (8) 搬入数量
- (9) 土砂等の積込み場所
- (10) 施工作業の内容
- (11) その他埋立て等の施工に必要な事項

(土壌の調査等)

第15条 市長は、条例第18条第1項の規定による埋立て等区域内の土壌の調査の命令を行う場合は、土地の埋立て等に係る土壌調査命令書(様式第15号)に

よって行わなければならない。

2 条例第17条の2又は第18条第2項の規定により行う埋立て等区域内の土壌の調査は、市長の指定する職員の立会いの上、第6条第5項に定める方法によって行わなければならない。

3 条例第17条の2又は第18条第2項の規定による報告は、土地の埋立て等に係る土壌調査報告書（様式第16号）に次に掲げる書類及び図面を添付して行わなければならない。

（1） 土壌の調査に使用した土砂等を採取した地点の位置を示す図面及び現場写真

（2） 前項の規定により採取した試料ごとの土壌調査試料採取報告書及び土壌分析結果証明書

（書類の備付け及び閲覧）

第16条 条例第19条の規定による書類の備置き及び閲覧は、条例第7条第1項の許可を受けた日から行うものとし、第10条第2項若しくは第3項の届出書を提出したとき又は条例第20条の取消し若しくは停止を命ぜられたときから5年を経過する日まで行うものとする。

2 条例第19条の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

（1） 第9条第1項に規定する変更許可申請書及び同条第3項に規定する軽微変更届出書の写し

（2） 第10条第1項に規定する着手届出書、同条第2項に規定する完了届出書、同条第3項に規定する廃止（休止）届出書及び同条第4項に規定する再開届出書の写し

（3） 第11条に規定する地位承継届出書の写し

（4） 前条第3項に規定する土壌調査報告書の写し

（5） 条例第23条第1項の規定による報告書の写し

（許可の取消し）

第17条 条例第20条の規定による許可の取消しは、土地の埋立て等許可取消通知書（様式第17号）により行うものとする。

（中止命令等）

第18条 条例第21条第1項の規定による中止命令は、土地の埋立て等中止命令書（様式第18号）により行うものとする。

2 条例第20条又は第21条第2項の規定による停止命令は、土地の埋立て等停止命令書（様式第19号）により行うものとする。

3 条例第21条第1項若しくは第2項又は第21条の4第2項の規定による措置命令は、措置命令書（様式第20号）により行うものとする。

（土地の所有者等による土地の埋立て等の施工状況の確認）

第18条の2 条例第21条の3第1項の規定による土地の埋立て等の施工の状況の確認は、次に掲げる事項について、毎月1回以上行わなければならない。この場合において、土地の所有者等は、自ら当該施工状況を確認することが困難な事情があるときは、他の者に確認させることにより行うことができる。

（1） 当該施工に係る埋立て等区域において、当該施工状況が、条例第7条第1項又は第11条第1項の規定による許可の内容に相違していないこと。

（2） 当該施工に係る埋立て等区域において、土砂等の崩壊、飛散若しくは流出による災害の発生がないこと又はそのおそれがないこと。

（公表）

第18条の3 条例第21条の5第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とし、同項の規定による公表は、ひたちなか市公告式条例（平成6年条例第4号）第2条第2項に規定する掲示場への掲示その他市長が適当と認める方法により行うものとする。

（1） 住所又は事務所の所在地

（2） 法人にあっては、その代表者の氏名

（3） 条例第21条の5第1項第2号又は第3号に該当する場合にあっては、許可の取消しの理由又は命令の内容

（身分証明書）

第19条 条例第23条第3項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（様式第21号）によるものとする。

（補則）

第20条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

別表第1（第6条，第7条関係）

物質	基準値	測定方法
カドミウム	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	日本産業規格K0102（以下「規格1」という。）の55.2，55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格1の38に定める方法（規格1の38.1.1及び38の備考11に定める方法を除く。）又は水質汚濁に係る環境基準（昭和46年環境庁告示第59号。以下「昭和46年環境庁告示第59号」という。）付表1に掲げる方法
有機 ^{りん} 燐	検液中に検出されないこと。	環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号。以下「昭和49年環境庁告示第64号」という。）付表1に掲げる方法又は規格1の31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては，昭和49年環境庁告示第64号付表2に掲げる方法）
鉛	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格1の54に定める方法
六価クロム	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	規格1の65.2（規格1の65.2.7を除く。）に定める方法（規格1の65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては，日本産業規格K0170-7の7のa）又はb）に定める操作を行うものとする。）
砒 ^ひ 素	検液1リットルにつき0.01	検液中濃度に係るものにおいて

	ミリグラム以下，かつ，埋立て等区域の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあっては，試料1キログラムにつき15ミリグラム未満	は，規格1の61に定める方法，農用地に係るものにあつては，農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令（昭和50年総理府令第31号）第1条第3項及び第2条に定める方法
総水銀	検液1リットルにつき0.0005ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表3及び昭和49年環境庁告示第64号付表3に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
銅	埋立て等区域の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあっては，試料1キログラムにつき125ミリグラム未満	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令（昭和47年総理府令第66号）第1条第3項及び第2条に定める方法
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	日本産業規格K0125（以下「規格2」という。）の5.1，5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	規格2の5.1，5.2，5.3.1，5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	地下水の水質汚濁に係る環境基準（平成9年環境庁告示第10号）付表に掲げる方法
1，2-ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下	規格2の5.1，5.2，5.3.1又は5.3.2に定める方法
1，1-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム以下	規格2の5.1，5.2又は5.3.2に定める方法

1, 2-ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0. 0 4 ミリグラム以下	シス体にあつては規格 2 の 5. 1, 5. 2 又は 5. 3. 2 に定める方法, トランス体にあつては規格 2 の 5. 1, 5. 2 又は 5. 3. 1 に定める方法
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 1 ミリグラム以下	規格 2 の 5. 1, 5. 2, 5. 3. 1, 5. 4. 1 又は 5. 5 に定める方法
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0. 0 0 6 ミリグラム以下	規格 2 の 5. 1, 5. 2, 5. 3. 1, 5. 4. 1 又は 5. 5 に定める方法
トリクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0. 0 1 ミリグラム以下	規格 2 の 5. 1, 5. 2, 5. 3. 1, 5. 4. 1 又は 5. 5 に定める方法
テトラクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0. 0 1 ミリグラム以下	規格 2 の 5. 1, 5. 2, 5. 3. 1, 5. 4. 1 又は 5. 5 に定める方法
1, 3-ジクロロプロペン	検液 1 リットルにつき 0. 0 0 2 ミリグラム以下	規格 2 の 5. 1, 5. 2 又は 5. 3. 1 に定める方法
チウラム	検液 1 リットルにつき 0. 0 0 6 ミリグラム以下	昭和 4 6 年環境庁告示第 5 9 号付表 5 に掲げる方法
シマジン	検液 1 リットルにつき 0. 0 0 3 ミリグラム以下	昭和 4 6 年環境庁告示第 5 9 号付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	検液 1 リットルにつき 0. 0 2 ミリグラム以下	昭和 4 6 年環境庁告示第 5 9 号付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	検液 1 リットルにつき 0. 0 1 ミリグラム以下	規格 2 の 5. 1, 5. 2 又は 5. 3. 2 に定める方法
セレン	検液 1 リットルにつき 0. 0 1 ミリグラム以下	規格 1 の 6 7. 2, 6 7. 3 又は 6 7. 4 に定める方法
ふっ素	検液 1 リットルにつき 0. 8 ミリグラム以下	規格 1 の 3 4. 1 (規格 1 の 3 4 の備考 1 を除く。) 若しくは 3 4. 4 (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多

		量に含まれる試料を測定する場合 にあつては、蒸留試薬溶液として、 水約200ミリリットルに硫酸1 0ミリリットル、りん酸60ミリ リットル及び塩化ナトリウム10 グラムを溶かした溶液とグリセリ ン250ミリリットルを混合し、 水を加えて1,000ミリリット ルとしたものを用い、日本産業規 格K0170-6の6図2注記の アルミニウム溶液のラインを追加 する。)に定める方法又は規格1 の34.1c) (注(2)第3文及 び規格1の34の備考1を除く。) に定める方法(懸濁物質及びイオ ンクロマトグラフ法で妨害となる 物質が共存しないことを確認した 場合にあつては、これを省略する ことができる。)及び昭和46年 環境庁告示第59号付表7に掲げ る方法
ほう素	検液1リットルにつき1ミリグ ラム以下	規格1の47.1, 47.3又は 47.4に定める方法
1,4-ジオキサ ン	検液1リットルにつき0.05 ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付 表8に掲げる方法

備考

- 1 基準値のうち検液中濃度に係るものにあつては、土壤の汚染に係る環境基準について(平成3年環境庁告示第46号)別表の付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- 2 基準値の欄中「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 有機^{りん}燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

- 4 1, 2—ジクロロエチレンの濃度は、規格2の5. 1, 5. 2又は5. 3. 2により測定されたシス体の濃度と規格2の5. 1, 5. 2又は5. 3. 1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

別表第1の2（第6条関係）

項目	測定方法
水素イオン濃度指数	公益社団法人地盤工学会が定める地盤工学会基準「土懸濁液のpH試験方法」の最新のもの

別表第2（第7条関係）

技術上の基準	
1	埋立て等区域の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、当該地盤に滑りが生じないように、くい打ち、土の置き換えその他の措置が講じられていること。
2	著しく傾斜をしている土地において土地の埋立て等を施工する場合にあっては、土地の埋立て等を施工する前の地盤と土地の埋立て等に用いる土砂等との接する面がすべり面とならないよう、当該地盤の斜面に段切り等の措置が講じられていること。
3	土地の埋立て等の高さ（土地の埋立て等により生じたのり面の最下部（擁壁を設置する場合にあっては、当該擁壁の上端）と最上部の高低差をいう。以下同じ。）は、10メートル以下とすること。
4	土地の埋立て等ののり面（擁壁を設置する場合にあっては、当該擁壁部分を除く。以下同じ。）の勾配は、30度以内とすること。
5	擁壁を設置する場合の当該擁壁の構造は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第8条から第12条までの規定に適合すること。
6	土地の埋立て等の高さが5メートル以上である場合にあっては、土地の埋立て等の高さが5メートルごとに幅1メートル以上の段を設け、当該段及びのり面には、雨水等によるのり面の崩壊を防止するための措置が講じられていること。
7	土地の埋立て等の完了後の地盤の緩み、沈下又は崩壊が生じないように、原則として直高30センチメートルごとに十分な敷きならし締め固めその他の措置が講じられていること。
8	のり面は、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によって風化その他の侵食に対して保護する措置が講じられていること。
9	埋立て等区域は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他土砂等の飛散流出防止のための措置が講じられていること。

別表第3（第7条関係）

<p>施工管理体制</p>	<p>1 施工管理者を置かなければならない場合にあつては、土地の埋立て等を施工するために必要な能力を持った施工管理者が常駐していること。</p> <p>2 土地の埋立て等の施工中の事故に係る関係者及び関係行政機関との連絡体制を整備するとともに、その内容を作業従事者等に十分周知徹底すること。</p> <p>3 埋立て等区域に、人がみだりに立ち入ることを防止するためのさくを設けること。また、埋立て等区域内を容易に目視できる構造とすること。</p> <p>4 埋立て等区域への出入口は、原則として1箇所とし、作業終了後は施錠すること。</p>
<p>周辺環境対策</p>	<p>1 粉じん飛散防止のため、散水、シート掛け、表層の締固めその他の措置を講ずること。</p> <p>2 埋立て等区域からの雨水等及び土砂等により公共用水域及び地下水の水質汚濁を生じさせないこと。</p> <p>3 埋立て等区域内の雨水等が適切に排水される設備を設けること。</p> <p>4 埋立て等区域内へ外部からの雨水等が流入するのを防止できる開きよその他の設備が設けられていること。また、埋立て等区域内から外部へ雨水等が流出し、隣接地に雨水等が滞水するおそれがある場合には、これを常時排水できる設備を設けること。</p> <p>5 騒音については、騒音規制法（昭和43年法律第98号）に規定する特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に準じ、必要な騒音防止措置を講ずること。</p> <p>6 振動については、振動規制法（昭和51年法律第64号）に規定する特定建設作業の規制に関する基準に準じ、必要な振動防止措置を講ずること。</p>
<p>交通安全対策</p>	<p>1 道路に進入路を取り付ける場合には、道路管理者と協議の上、道路管理者の指示に従うこと。</p> <p>2 土砂等の搬出入に伴う埋立て等区域からの土砂等のまき出し等を防止し、他の交通の妨げとならないようにすること。</p> <p>3 土砂等の運搬車両等の通行経路が通学路に当たるときは、教育委員会と協議の上、登下校時間帯の土砂等の運搬車両等の通行を行わない等の必要な措置を講ずること。</p> <p>4 他の交通に支障があると予想される場合は、交通誘導員の配置、安全</p>

	施設の設置その他の交通安全に必要な措置を講ずること。
作業時間	1 土地の埋立て等の施工及び土砂等の運搬は、原則として、日曜日、祝日及び年末年始を除く日の午前9時から午後5時までに行うこととし、事業計画に従い、決められた期日及び時間帯以外は行わないこと。
その他生活環境の保全及び災害の防止対策	1 埋立て等区域の周辺の地域の住民の健康及び財産に係る被害が生ずることがないように、必要な措置を講ずること。 2 埋立て等区域の周辺の地域の公共物、工作物、樹木及び地下水に影響を及ぼし、又は機能を阻害させないこと。また、必要に応じ事前調査等を行うこと。

別表第4（第8条関係）

- 1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第7項の規定による許可を要する行為
- 2 土地改良法に基づく土地改良事業
- 3 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項及び第34条第2項（第44条において準用する場合を含む。）の規定による許可を要する行為
- 4 土地区画整理法に基づく土地区画整理事業及び同法第76条第1項の規定により許可を要する行為
- 5 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定による許可及び同法第59条第4項の規定による認可を要する行為
- 6 都市公園法（昭和31年法律第79号）第6条第1項の規定による許可を要する行為
- 7 自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第3項及び第21条第3項の規定による許可を要する行為
- 8 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第15条の2第1項の規定による農用地区域内における許可を要する行為
- 9 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項及び第30条第1項の規定による許可を要する行為
- 10 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第18条第1項の規定による許可を要する行為
- 11 道路法（昭和27年法律第180号）第24条の規定による承認並びに同法第32条第1項及び第91条第1項の規定による許可を要する行為
- 12 河川法（昭和39年法律第167号）第24条、第26条第1項、第27条第1項、第55条第1項、第57条第1項、第58条の4第1項及び第58

条の6第1項の規定による許可を要する行為

- 1 3 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第7条第1項の規定による許可を要する行為
- 1 4 都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく市街地再開発事業及び同法第66条第1項の規定による許可を要する行為
- 1 5 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第25条第4項の規定による許可を要する行為
- 1 6 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第8条第1項の規定による届出を要する行為であって、同条第3項に規定する期間を経過したもの
- 1 7 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第8条第1項の規定による許可を要する行為
- 1 8 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第37条第4項の規定による許可を要する行為
- 1 9 砂防法（明治30年法律第29号）第4条第1項の規定による許可を要する行為
- 2 0 漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第39条第1項の規定による許可を要する行為
- 2 1 港湾法（昭和25年法律第218号）第37条第1項の規定による許可を要する行為
- 2 2 海岸法（昭和31年法律第101号）第7条第1項及び第8条第1項の規定による許可を要する行為
- 2 3 茨城県立自然公園条例（昭和37年茨城県条例第17号）第19条第4項の規定による許可を要する行為
- 2 4 茨城県自然環境保全条例（昭和48年茨城県条例第4号）第6条第4項の規定による許可を要する行為